

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 25 号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次項第2号」を「同条第1項第2号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)